

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

VI 労働判例の動向

3 下級審主要判例

[サガテレビ地位保全仮処分申請事件(佐賀地裁昭五五・九・五判決)]

テレビ会社下請労働者とテレビ会社との間の労働契約関係の有無が争われた事件である。佐賀製帳社はサガテレビとの業務委託契約にもとづきニューステロップの作製などを担当する従業員を派遣していたが、昭和四九年、派遣労働者が民放労連佐賀製帳社労働組合を結成、サガテレビ従業員との同一労働条件などを要求するようになったため、製帳社は五〇年六月、業務委託契約を解消して派遣労働者を解雇、右の者とは「無関係」の社告を出した。そこで解雇された七人がサガテレビを相手取って地位保全の仮処分を申請した。

派遣先企業と派遣労働者との労働契約の存否については、従来、派遣先企業側の明示または黙示の意思表示を要するとの考え方が判例上、支配的であったが、本件は、両者間に合意関係のないことを認めたとうえで、なお、両者の使用従属関係の実態および労働者の生存権保障の見地から雇用関係を認めるとの判断を示し、地位保全の仮処分の申請を認めた。

【判決要旨】

被申請人会社が本件業務を外注した事情から、昭和五〇年六月二〇日の 申請人らとの無関係社告に至るまでの被申請人会社には、申請人らとの間に労働契約を締結するという意思は認められないどころか、それを否定する意思が貫徹していたといえることができる。

しかし、それは法形式上のものにすぎず、実態は申請人らとの間に使用従属関係が存在するもの、即ち労働契約が存在すると評価される方がより自然であり、しかも、右の法形式そのものが製帳社と被申請人会社間の業務委託契約を基本に据えていたところ、同契約は、前に検討したとおり職安法四四条に違反し、公序良俗に反するものであった。職安法四四条は労働者を保護し、労働の民主化をはかる規定であるから、右無関係社告によって被申請人会社が違法な労働者供給事業への加担から身を引く結果になるとはいえ、それが同条の目指す労働者保護及び労働の民主化をはかることに全く逆行する結果をも招来することは容認すべからざる背理であって、その逆行する結果を回避すべき責任は労働者たる申請人らではなく、使用者たる被申請人会社で負担するのが相当であり、更に、被申請人会社の職責が「健全な民主主義の発達に資する」(放送法一条)ことにあることを考えるとき、右契約を盾に、申請人らの提供した労働を、申請人らとの労働契約の意思表示の合致と無関係のものと主張することは、法の許容しないところと解される。そして、申請人らと被申請人間の客観的に存した使用従属関係の有無とその内容は単に事実上のものにとどまるというのでは正確な説明が付き難

く、労働契約という概念でのみ架橋が可能となることに思いを致すと、表示上から客観的に推認される被申請人会社の意思は、昭和五〇年六月一日時点で申請人らとの間に労働契約の存在することを容認していたもの即ち、後記する申請人らの労働契約締結の申込みを黙示的に承諾済みであったというに帰するのである。

〔光工業製作所損害賠償請求事件(横浜地裁昭五六・五・一五判決)〕

パートタイマーとしてプレス作業に従事中、右手の指二本を第二関節から切断した女子労働者が会社を相手取って起こした損害賠償請求事件で、横浜地裁は、逸失利益の算定に当たって「女子の平均賃金を基準にその収入額を定めるのが相当」とする新判断を示した。従来の判例では本人の実収入を基準としてきたが、本件は「主婦として家事労働に従事していた事実」を積極的に評価、労働省の「昭和五五年賃金構造基本統計調査」をもとに、女子労働者の平均収入額を一三五万一五〇〇円とみて、七〇〇万円余の逸失利益を認めたものである。そのほかに、慰謝料として二五〇万円、弁護士費用八〇万円が認められた。

### 【判決要旨】

原告は、本件事故当時四四歳の女性で、被告でパートタイマーのプレス工として勤務するかわら、夫と子供四人(男子三人、女子一人)の一家六人の家庭の主婦として家事労働に従事していた事実が認められる。ところで、このような立場にある原告の逸失利益を算定するにあたっては、女子の平均賃金を斟酌して、その収入額を定めるのが相当と解するところ、昭和五〇年における全女子労働者の平均収入額は年額金一三五万一五〇〇円であることが認められる。また、原告は右手第二、第三指を第二関節から切断、亡失したもので、右は後遺症として労働者災害補償保険法施行規則別表第一の第九級に該当するものと認められるので、右の後遺症の程度、内容、原告の年齢、職種等を考慮すれば、原告は、少なくとも本件事故時から六七歳まで二三年間にわたり、三五%程度の労働能力の低下をきたし、そのため得べかりし利益を喪失したものと認めるのが相当である。

以上により、ホフマン式計算(係数は一五・〇四五)による中間利息を控除して逸失利益の現価を算定すれば、次のとおり、金七十一万六六六一円(円未満四捨五入)となる。  
“(算式)  $1,351,500 \times 35/100 \times 15.045 = 7,116,661.125$

【参考資料】(1)年間労働判例の内容を通覧したものとして、秋田成就監修「八〇年版重要労働判例総覧」、「八一年版重要労働判例総覧」(雑誌『労働判例』の特集号)、(2)労働判例の掲載誌としては、『労働判例』(産業労働調査所)、『労働関係民事裁判例集』(最高裁事務局)、『労働判例速報』(日経連)、『労働法律旬報』(労働旬報社)、(3)労委命令については『別冊中央労働時報』(労委協会)

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
発行 1981年11月30日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 労働旬報社  
2001年9月18日公開開始

